

日本反核法律家協会 2017年総会

総会決議

日時：2017年11月11日 10:30～12:00

場所：全理連会館

I. 情勢の特徴と私たちの課題

前回総会以降、核廃絶をめぐる国際情勢は、以下の二点において大きな転機を迎えている。一つには、国連において核兵器禁止条約が採択されたことであり、もう一つには、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）における核実験・ミサイル発射をめぐり、国際緊張が高まっていることである。この間の情勢の推移を確認し、日本国内の動向を踏まえつつ、新しい局面における私たちの課題を検討する。

1. 核廃絶をめぐる国際情勢

(1) 核兵器禁止条約の採択とその意義

前回総会において、私たちは国連総会第1委員会が「核兵器廃絶のための多国間交渉の前進」決議（賛成123カ国、反対38カ国、棄権16カ国）を採択したことを受けて「核兵器禁止条約の早期実現をめざそう」を決議した。その後2016年12月23日、国連総会は核兵器を禁止し、完全廃絶につながるような法的拘束力のある措置（「核兵器禁止条約」）について交渉する会議を招集することを決議（賛成113カ国、反対35カ国、棄権13カ国）し、これに基づく核兵器禁止条約交渉国連会議が、本年（2017年）3月27日～31日（第1会期）、6月15

日～7月7日（第2会期）にわたって開催されたのである。

この会議には、130カ国以上、国際機関及びNGOなどが参加した。米ロ英仏中のN5、印パ、イスラエル、北朝鮮及び核の傘の下にある日韓豪加独などは不参加であり、唯一オランダが参加した。エレイン・ホワイト議長（コスタリカ）は、第1会期末には5月末までに条約草案を公表するとし、5月22日には議長原案が発表された。第2会期においては条約案の審議が尽くされ、7月7日、核兵器禁止条約²が採択された。賛成122カ国、反対1カ国（オランダ）、棄権1カ国（シンガポール）であった。国連加盟国193カ国の約63パーセントに当たる多数の賛成³である。

核兵器禁止条約採択に至る会議の成功に向け、世界のNGO、そして被爆者が果たした役割は大きい。この禁止条約は、2010年頃から国際会議及び共同声明・国連総会決議において繰り返し確認されてきた核兵器の非人道性についての認識を前提に成立しており、この認識が共有化される過程に、被爆者が自らの体験を語り訴え続けてきた努力があったことを忘れてはならない。その倦まず弛まぬ努力の証が、禁止条約前文において2か所の「hibakusha」の言及に

1 機関誌『反核法律家』No.90（2017年新春号）p.15に掲載。また、当会サイト次のURL参照。

<http://www.hankaku-j.org/data/jalana/161112.html>

2 核兵器禁止条約 JALANA 暫定訳を機関誌『反核法律家』No.92・93（2017年合併号）6頁以下に掲載。また、当会サイト次のURL参照。<http://www.hankaku-j.org/infomation/data/170720.pdf>

3 私たちは、この歴史的条約の採択を歓迎して、「核兵器禁止条約の採択を歓迎する」声明を発表した。同上誌4頁以下に掲載。また当会サイト次のURL参照。<http://www.hankaku-j.org/data/jalana/170711.html>

結実している。前文は、「hibakusha」に「もたらされる受け入れがたい苦しみと害に留意する」（6段）ことにとどまらず、核廃絶に向けて「国際連合、国際赤十字・赤新月運動、その他の国際機関及び地域的機関、非政府機関、宗教指導者、議員、学術研究者」らとともに、「the hibakusha」が行っている努力を認識する（24段）、と述べているのである。

2017年10月6日には、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）にノーベル平和賞の授賞が決まり、世界のNGOが果たしてきた役割について、国際社会が正当に評価していることを改めて示した。授賞理由は、核兵器使用の非人道性に着目する活動を進めたことと、核兵器禁止条約の実現に尽力したこと等が挙げられている。またICANは、平和賞は原爆被爆者をはじめとする世界中の核実験被害者への賛辞であるとの声明を発表し、被爆者もこれを歓迎している。

核兵器禁止条約は、署名開放日の9月20日以降、既に50数カ国によって署名されている。署名国の中に、日本は入っていない。発効は、50番目の批准書の寄託後90日（条約第15条）とされており、2018年頃と見込まれる。私たちは、「核兵器のない世界」を実現するうえで、画期的な一歩を踏み出した。

これまで核軍縮に関する条約として、一部の国の核兵器保有を認めつつそれらの国に核軍縮を義務付け、それ以外の国の核兵器の製造・取得等を禁じた核不拡散条

約（NPT）や、一定数の核削減を約束する条約（新START条約など）、包括的核実験禁止条約（CTBT）、一部地域の非核化を確保する非核兵器地帯条約などは存在した。しかし、この核兵器禁止条約は、締約国に核兵器の開発、実験、生産、取得、占有、貯蔵、授受、使用、使用すると威嚇、これらの禁止事項についての援助や奨励、自国への配備の許可などを全面的に禁止する（条約第1条）だけではなく、核兵器国に条約への加盟の道を開く仕組みを用意している（同4条）ものであって、核兵器の全面廃絶に向けての法的枠組みとなっている。また、この条約は、締約国に対して、核被害者に対する適切な援助や環境の回復を求めている（同6条）。

核兵器禁止条約が、第1条で核兵器の「使用」も「使用すると威嚇」⁴も禁じ、核兵器を合法的に「使用」すること、ないしは「使用すると威嚇」を行うことの余地を残していないのであるから、「核抑止」の有効性は大いに疑わしくなる。したがって、禁止条約締約国が核抑止政策を採用することはかなわず、条約外の核保有国にとっても、その採用する核抑止政策の有効性に影響を与えるものとなろう。また、条約第1条の禁止行為に、他者（他国）への「いかなる様態によるかを問わず」援助、奨励又は勧誘すること、並びに援助の請求や受領が含まれていることから、核保有国の核の傘に依存する政策を支える重要な要素を禁止することとなり、拡大核抑止への依存政策とも相容れない。核抑止政策を、あくまでも相

4 核兵器禁止条約が、核兵器のいかなる「使用」も国際人道法などの現行法に照らして違法であるとの認識を前提としているのに対し、「使用すると威嚇」が国連憲章2条4で禁止された「武力による威嚇」に該当するとの判断は示されていないことから、既存の現行法に照らし違法であるとの認識を最終的に成立した条約から導くことは困難であり、「核兵器を『使用すると威嚇』の禁止はむしろこの条約によって創設された新しい法規範だと考えられる。（中略）いずれにせよ、核兵器を『使用すると威嚇』の禁止の法的根拠の解明はこの条約と核抑止政策との関係を理解する上での課題である。」との指摘がある。（機関誌『反核法律家』No.92・93（2017年合併号）23頁以下、山田寿則論稿「核兵器の禁止に関する条約（TPNW）について」より）

手の核使用を思いとどまらせるための手段であるとみるならば、核使用を法的に禁止することで核使用を根絶しようとする核兵器禁止条約と共通の基盤を見出すことは可能であり、核抑止論および核抑止政策の再検討を促す議論の提起が課題となる。いかなる国であれ、核を保有したり、また保有国の核に依存したりする根拠がなくなるからである。

そして、とりわけ留意すべきは、この核兵器禁止条約が「核兵器のない世界を達成しかつ維持する」ことが、「世界の最上位にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」（前文5段）と述べていることである。核保有国・核依存国が、この条約を、“安全保障の現実”を無視し“北朝鮮の脅威に対すとりくみを損ねる”とみなしているのに対し、正反対の価値と論理をここにみてとることができる。すなわち、核兵器頼みの国家安全保障か、それとも「核兵器のない世界」の実現で安全保障を確保するのか、が鋭く問われる時代を迎えたのである。

「公共の良心」に根差した画期的な核兵器禁止条約を得て、私たちは、この条約の背景にある価値と論理を、非締約国を含め全世界的に共有し、広げていくとりくみを進めていかななくてはならない。「条約に魂を吹き込む」作業が求められている。

(2) 北朝鮮の核実験・ミサイル発射

その作業を進めるうえで、今、大きな障害物となっているのが、北朝鮮の核実験・ミサイル発射である。北朝鮮の核実験は2006年以来既に6回を数え、本年に入ってからミサイル発射は、短距離・中距離弾道ミサイル・新型巡航ミサイル・ICBMなどすべてあわせると12発に及ぶ。記憶に新しいところでは、本年8月29日及び9

月15日、北海道上空を通過（日本上空通過は計6回）し太平洋上に落下した「火星12」ミサイル発射と、9月3日に行われた過去最大規模といわれる核実験を挙げることができる。8月29日の弾道ミサイル発射の際、金正恩北朝鮮労働党委員長は「侵略の前哨基地であるグアム島をけん制するための前奏曲」であり、8月21日から10日間にわたる米韓合同軍事演習への対抗措置であったと述べ、米トランプ大統領は「テーブルの上にはあらゆる（軍事的）オプションがある」との声明を発表した。また、最大規模の核実験の後、ジュネーブ軍縮会議に出席した北朝鮮大使が「アメリカはさらなる贈り物を受け取るだろう」と演説し、米朝双方の挑発的応酬が続いている。このままエスカレートすれば、当事者の意図をも超えた偶発的な軍事衝突を招きかねない。換言すれば、核による「抑止」など決して抑止とはならないことの証左ともいえる。緊張を激化させている要因の本質を見極める必要がある。

この間、北朝鮮の核・ミサイル開発に対して、国連安保理は次々に制裁決議を採択し、その都度制裁措置を強化してきたが、功を奏していない。昨年（2016年）当会の総会決議で「（前略）本（2016）年3月2日国連安保理は、北朝鮮に対する制裁を強化する決議を全会一致で採択している。しかしながら、それらの制裁強化は、北朝鮮の核開発への歯止めとなっていない。（中略）私たちは、いずれの国の核実験も、核廃絶を求める国際社会の努力に逆行するとして、反対してきた。自らは核保有・核依存の姿勢を変えぬまま、一方的に北朝鮮の核実験・核保有を非難しても、何ら説得力を持たず、逆に北朝鮮を核開発に駆り立て核拡散を招くことは、この間の経過が証明している。」と述べた事態は、本年もそのま

まあてはまる。

北朝鮮の核実験・ミサイル発射は、核兵器禁止条約に核兵器国・核依存国を巻き込み、条約を普遍化して「核兵器のない世界」を実現するうえで、二つの意味で障害となっている。一つには、米・英・仏などの核兵器保有国や日本政府が、核兵器禁止条約をボイコットする理由を、北朝鮮の核実験・ミサイル発射に求めていることである。自らの安全保障を核兵器に頼りながら、北朝鮮が核開発をすることは認めない、とする主張である。二つには、核兵器廃絶に向けた「ヒバクシャ国際署名」に取り組んでいる人たちは、署名を求めた相手から、この署名をすれば北朝鮮の核兵器をなくすことができるのか、と問われることがあるというのである。北朝鮮の核実験・ミサイル発射が、人々の不安や対抗意識を呼び覚まし、人々に核兵器への依存心を芽生えさせているかのようである。

このように、北朝鮮の核実験・ミサイル発射は、核兵器保有国や日本政府の核兵器禁止条約反対の根拠とされているだけではなく、核兵器の廃絶を目指す人たちの運動に水をさす役割を果たしている。私たちには、核兵器保有国や日本政府の北朝鮮を理由とする怠慢を許さないことと、国民の中にある北朝鮮に対する不安を解消すること、この二つが求められている。当面、にらみ合う米朝双方が危険な軍事的挑発行動を直ちにやめ、対話による平和的解決の路線に踏み出すよう働きかけるとりくみが喫緊の課題⁵であり、かつ、朝鮮半島の非核化

を図る方策とその具体的展望を示すことこそが、「核兵器のない世界」の実現で安全保障を確保することへの人々の確信を生み出すこととなる。

2. 国内の状況と日本政府の姿勢

核兵器禁止条約の採択を受け、唯一の戦争被爆国たる日本に対し、国の内外からこの条約への署名・批准を求める声が高まっているのに対し、禁止条約交渉国連会議に参加しなかった日本政府は、2017年9月20日の署名開放以降も、署名を果たしていないし、「署名しない」と繰り返し述べ、その姿勢を変えていない⁷。日本政府は、核兵器の非人道性は認めるものの、安全保障環境（とくに北東アジア・北朝鮮）への配慮を優先し、核兵器禁止条約は、「核兵器国の参加しない条約は無意味」「核兵器国と非核兵器国との分断を広げる」「安全保障環境を損なう」などとして核兵器禁止条約に反対する米国を中心とした核保有国と歩調を合わせている。

さらに10月12日、日本政府は国連総会第1委員会に1994年以来毎年提出している「核兵器廃絶決議案」を提出したが、核兵器禁止条約には言及せず、「核なき世界の実現にはさまざまなアプローチがある」などと述べ、核兵器禁止条約以外の「アプローチ」を示唆している。また従来から盛り込まれていた「核廃絶の達成」の文言が「NPTの完全な履行」に置き換えられるなど、全体として「後退」した日本の決議案に対しては、米国その他の核保有国に迎合するものとして、非核国や国際NGOから

5 機関誌『反核法律家』No.90（2017年新春号）に掲載の2016年総会決議、同誌3頁以下参照。

6 核廃絶をめざすグローバルネットワーク「アボリション2000」は、「北東アジアにおける外交的解決のためのアピール」を発表して賛同を募り（当協会も参加し呼びかけを行った）、2017年9月6日、米、ロ、中、日、韓と北朝鮮の各国政府及び国連安保理のメンバー宛に送った。

7 2017年9月13日核兵器廃絶日本NGO連絡会と外務省との意見交換会においても、政府側からは署名・批准するとの言明はなかった。

厳しい批判が寄せられている。

北朝鮮の核実験・ミサイル発射に対しては、日本政府は「制裁の強化」「異次元の圧力」を繰り返すばかりで、「対話による解決」に背を向け続ける態度は、むしろ軍事的緊張を高める一因となっている。

このような姿勢は、政府与党（安倍政権）の強権的手法による戦争国家体制づくりと無関係ではない。2013年特定秘密保護法、2015年9月集団的自衛権行使を認める安保法制（戦争法制）の強行採決に続き、本年6月には、広範な市民・国民の声に背いて、参院の法務委員会審議を省略するという異例の手段によって「テロ等組織犯罪処罰」（共謀罪）法を可決成立⁸させてきた。そして、戦争国家体制づくりの総仕上げともいべき憲法9条「改正」が急浮上する中、安倍首相は自らの政治疑惑への追及を避けるため、9月28日臨時国会冒頭で衆院を解散し、10月10日公示同22日投票で総選挙が行われることになった。安倍政権による政治の私物化・憲法無視の姿勢に対し、安倍打倒を掲げる以外「改憲」の政治姿勢に変わらない「希望の党」・維新が旗揚げし、これらに抵抗して立憲的価値を実現しようとする立憲民主党・共産党・社民党などの勢力は、一定の野党共闘を実現して、三つ巴選挙となった。選挙の結果、小選挙区制度の下で自民党が現有議席を維持し、公明党を合わせた与党で改憲発議を可能とする2/3の議席を確保したが、一方で、安倍政権への批判票は、立憲的価値を実現しようとする勢力に集まった。この政治状況は、改憲スケジュールが差し迫ったものになったことを

意味している。

自民党による「改憲草案」の最大の眼目は、どんな手法をとるにせよ「国防軍」の創設である。これは日本国憲法の価値を根本から否定するものにほかならない。憲法が体现しているのは、ときの為政者・政治権力によっても覆すことのできない価値であり、「最大の尊重を必要とする」とされる「個人の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障するために国家が存在するのであって、決してその逆ではない。このような立憲主義の理解に立てば、戦力不保持と国の交戦権を否認する9条2項を壊すことは、単なる政策選択の問題ではなく、憲法改正の限界を超えるものときえいえよう。

1946年11月に公布された日本国憲法が、1945年6月に生まれた国連憲章の理念をも超えて、戦力不保持と国の交戦権を否認する先駆的な9条を得たのは、その間1945年8月の広島・長崎への原爆投下という人類史的体験があったからだとの指摘⁹もある。「核の時代」にあって、国際紛争を武力で解決しようとすることは、人類社会の滅亡をもたらす可能性があるという現実から目をそらしてはならない。

また9条「改正」は同時に、アジア太平洋戦争において日本が近隣アジア諸国に対し計り知れない被害をもたらした、加害者・侵略者であった歴史を忘却することでもある。今、北朝鮮が核に固執する背景の一要素として、かつて侵略され国土も人民も蹂躪された歴史を繰り返すまいとする意識が働いていないと断言できるであろうか。

8 当協会は、「共謀罪に反対する法律家連絡会」の構成団体として「テロ等組織犯罪処罰法改正案」（共謀罪法案）に反対し、可決成立後同連絡会は「共謀罪法案の強行採決に強く抗議する声明」を発表している。同声明文は、日本民主法律家協会のサイト <http://www.jdla.jp/> から閲覧可能。

9 憲法再生フォーラム編『改憲は必要か』（岩波新書・2004年）樋口陽一論稿16頁以下及び水島朝穂論稿154頁以下参照。

このような観点から、今の政権与党・自民党による憲法9条の「改正」を阻むことは、日本国内において戦争国家体制づくりを許さない重要な課題であり、北東アジアの平和と安定に不可欠な要素であると同時に、核兵器禁止条約によって「核兵器のない世界」を実現することへの共感を広げる課題にもつながる。なぜなら、核兵器禁止条約は、核兵器による国家の安全保障を否定しているのであり、それでは何によって安全保障を確保するのかという答えを明確に示しているのが、日本国憲法前文「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」との理念、そして9条の徹底した平和主義—戦争放棄、のみならず戦力不保持と国の交戦権否認—の規定であるからである。「核の時代」にあって、武力による紛争解決を望まぬ広範な国民・市民と連携して、核に依存しない安全保障の具体的道筋を示すことが求められている。

尚、福島原発事故から6年半余を経て、被災者救済を求める訴訟及び原発差止・廃炉に係る訴訟が新たな段階にさしかかっている。初の司法判断となった前橋地裁2017年3月17日原発避難者訴訟判決では、東電のみならず国の賠償責任をも認めただ一方、千葉地裁同年9月22日判決では、東電に対する請求の一部は認めただものの、国の賠償責任を認めず、判断が分かれている。また同10月10日損害賠償集団訴訟としては最大規模の『生業（なりわい）を返せ、地域を返せ!』福島原発事故訴訟の第1陣訴訟の判決では、国の責任を認め、原告3,800人のうち2,900人に対し、総額約5億円を支払うよう国と東電に対し賠償命令を出している。一方、原発差止訴訟では、同3月30日広島地裁において伊方原発運転差止仮処分申立が却下された。その他現在稼働中

の川内原発や高浜原発の差止訴訟等、脱原発訴訟も引き続き予断を許さない状況にある。

3. 私たちのとりくむべき課題—市民社会と連携して、私たちの果たすべき役割とは

以上を踏まえて、私たちのとりくむべき課題と任務について検討する。

第一に、核兵器禁止条約の画期的な内容とその価値を、伝え広める課題である。国際的にも国内的にも禁止条約を普遍化することで、締約国を増やし、非締約国をも包囲することができれば、核兵器の「汚名化」が進み、「核兵器に頼る安全保障」、すなわち「核抑止・拡大核抑止」論を克服していくことになる。

第二に、核兵器禁止条約の署名・批准を日本政府に迫るとりくみである。核兵器禁止条約を拒み、軍事衝突を避けるための対話による平和的解決に背を向ける政府、それは憲法9条「改正」に固執する姿勢に通底するものである。私たちは、広範な国民・市民と連携して、「北朝鮮の脅威」を口実に禁止条約への署名を拒む政府に対し、時代遅れの「核抑止」論から脱却して、ただちに核兵器禁止条約に署名するよう求めなければならない。

第三に、日本が核兵器禁止条約に参加するために、必要となる法律上の諸問題を明らかにすることが求められている。とりわけ日弁連とともに非核法の制定に向け法案を練る作業は、核兵器禁止条約に賛同する世界と日本の市民社会を大いに励ますことにもつながるであろう。これは、私たち日本の法律家が果たすべき独自の役割である。

第四に、核兵器禁止条約を得て、核兵器に依存しない安全保障環境を、個別地域ごとにいかに構築するかという課題が現実的

なものとなった。「北朝鮮脅威」論を克服し、根強い国民の不安を解消するためにも、朝鮮半島の非核化を図る方策とその実現の展望を示す必要がある。「日米韓の『核』同盟の縛りを乗り越え、市民社会のレベルで建設的な議論を積み重ねることは、決して不可能ではなく、有益なものとなるはずである。」(2016年総会決議)との確認は、引き続き重要であり、追求していくべき課題である。

最後に、以上の課題を進めるにあたって、その大きな推進力となるのが、ヒバクシャ国際署名のとりくみである。ヒバクシャ国際署名は、2016年4月からとりくみが始まり累計515万余(2017年9月29日現在)に達している。核兵器禁止条約交渉国連会議の際にも、エリン・ホワイト議長に、それまでに集められた署名凡そ300万筆が手渡され、条約採択に大いに弾みをつける成果を挙げ、10月5日には国連総会第1委員会にその後集約された署名が提出された。私たちは、引き続きヒバクシャ国際署名を挺に、「核兵器のない世界」を一刻も早く実現するための諸課題にとりくまなければならない。

II. 活動報告

1. 核兵器禁止条約交渉国連会議に関する活動

当協会は、2016年10月27日国連総会第1委員会が「核兵器廃絶のための多国間交渉の前進」決議を挙げたことを受け、前回総会において「核兵器禁止条約の早期実現をめざそう」と題する総会決議を挙げた。その後2016年12月23日、国連総会においても国連総会第1委員会決議と同趣旨の

決議、すなわち核兵器を禁止し、完全廃棄に至る法的拘束力のある文書を交渉するための国連会議を、2017年中に開催する旨の決議(A/RES/71/258)が採択された。当会は、この動きを歓迎し、IALANAと連携しつつ以下のとりくみを行った。

交渉国連会議第1会期(3月27日から同31日)には、日弁連憲法問題対策本部委員・核廃絶PTの一員でもある森一恵理事、新倉修会員の2名が参加し、同第2会期前半には、新倉会員とともに和田光弘日弁連副会長(当会会員)が参加している。日弁連憲法問題対策本部・核廃絶PTによる働きかけを通して日弁連の関与が実現し、第2会期においては和田会員が日弁連として発言する機会を得た。また第2会期後半には、大久保事務局長、山田寿則理事、及び明治大学在学中の学生2名が参加した。当会は役員・会員の参加のための必要な財政的支援を行った。

禁止条約採択後、当協会として「核兵器禁止条約の採択を歓迎する」声明¹⁰(2017年7月11日)を発表したほか、条約を訳出¹¹し、日本政府(外務省)が訳出と普及に背を向ける中、このJALANA暫定訳は市民団体の中で活用されている。

尚、条約案づくりの過程において、IALANAは計4回の作業文書¹²を提出し、その策定作業に当会も貢献した。また条約採択に向けて「核兵器廃絶に関する法律家による書簡(公開書簡)」¹³を発表(2017年6月22日付)している。

2. マーシャル核ゼロ裁判に関するとりくみとマーシャル核被害追悼記念イベント参加ツアー

10 機関誌『反核法律家』(2017夏秋合併号)No.92・93、4頁以下参照。当会サイト次のURLで閲覧可能。

<http://www.hankaku-j.org/data/jalana/170711.html>

11 同6頁以下参照。当会サイト次のURLで閲覧可能。<http://www.hankaku-j.org/infomation/data/170720.pdf>

12 同66頁以下参照。

13 同82頁以下参照。

2016年10月5日、核保有国を被告としてその核軍縮義務違反を争ったマーシャル核ゼロ裁判は、国際司法裁判所（ICJ）に管轄権がない旨の判決が下され、訴訟は本案審理に進むことなく終了した¹⁴。当会は、「マーシャル諸島の訴えを退けた国際司法裁判所の判決に抗議する声明」¹⁵を発表した。

また核被害問題への理解を深めるため、日本国際法律家協会主催の「マーシャル諸島の今を知り未来を考える―核被害追悼記念イベント参加ツアー」（2017年2月26日～）に大久保事務局長、山田理事、森一恵理事、上柳敏郎会員、高部優子会員の他数名が日本から参加した。このツアーに先立ち、2016年11月には山田理事が第5福竜丸資料館における勉強会で核ゼロ裁判にかかる報告を行っている。現地では、3月1日開催の国際会議を傍聴し、終了後個別に外務大臣や国会議長と核ゼロ裁判に対するとりくみにかかる見解を聞いたほか、水爆実験被災者との懇談を通じて核被害者らとの交流を深めた。尚、2017年8月22日、当会も積極的に機関誌やホームページでその活動を紹介し、激励してきたマーシャル諸島共和国トニー・デ・ブルム前外務大臣が逝去され、当会を代表して佐々木猛也会長よりお悔みのメッセージを送っている。

3. 意見交換会 朝鮮半島の非核化のために

前回（2016年11月）総会后、恒例の意見交換会は、「朝鮮半島の非核化のために」をテーマに行った。パネリストは高演義さん、崔鳳泰さん、山田寿則理事、中村桂子さん、白充さんの5名であり、内藤雅義理事と田部知江子理事がコーディネーターを務めた。¹⁶

核兵器禁止条約が採択される一方で、北朝鮮による核実験・ミサイル発射が核兵器保有国や日本政府の条約反対の根拠とされているだけではなく、「核兵器のない世界」の実現を目指す運動のマイナス要因となっている状況のもと、上述の意見交換会の内容は、南北朝鮮双方及び日本との市民レベルでの交流に寄与するものとして、市民社会から関心が寄せられた。

4. Human Rights, Future Generations and Crimes in the Nuclear Age 代表派遣 @スイス・バーゼル

2017年9月14日から同17日までの期間、IALANAスイス、IPPNW等が中心になって開催された表題の会議に、当協会山田寿則理事が主催者側から招聘されたほか、フクシマ原発事故関連の訴訟関係者の派遣要請があり、当会はそれに積極的にこたえ、中瀬奈都子会員、関根未希会員を派遣したほか、篠原翼特別会員が通訳を行った。

会議には約100名が参加し、人権や将来世代の問題をテーマに4日間にわたりセッションがもたれた。日本からの報告は会合でも高く評価され、福島の問題について質問が集中し、関心が高かった。この会議においてバーゼル宣言が採択され、当会としても訳出して普及することを理事会で確認している。

5. 理事会の開催

次ページ表1のとおり、理事会が開催された。引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。遠方からスカイプを通じての参加も歓迎する。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた

14 同誌（2017春）No.91、2頁以下に当該判決を検証する「マーシャル訴訟（核ゼロ裁判）判決について」（山田寿則論稿）を掲載。

15 同12頁以下参照。当会サイト次のURLで閲覧可能。<http://www.hankaku-j.org/data/jalana/161019.html>

16 意見交換会の内容は機関誌『反核法律家』（2017新春号）No.90、26頁以下参照。

議事録を配信した。

6. 核フォーラムの開催

表2のとおり核フォーラムが開催された。核兵器禁止条約交渉会議の開催と禁止

条約採択の年にあつて、NGO連絡会と共催する方式が定着し、充実した内容となった。

7. 機関誌「反核法律家」の発行

表1

開催日	参加者	主な議題
12月20日 (2016)	7名	総会・意見交換会の総括、核兵器禁止条約交渉国連会議に向けて、マーシャル核被害追悼記念イベント参加ツアー 外
2月1日 (2017)	10名	核兵器禁止条約交渉国連会議に向けて、マーシャル核被害追悼記念イベント参加ツアー、「原発と人権」政策提言づくり、外
3月13日	8名	核兵器禁止条約交渉国連会議に向けて、「原発と人権」政策提言づくり、Human Rights, Future Generations and Crimes in the Nuclear Age代表派遣、外
4月20日	8名	核兵器禁止条約交渉国連会議第1会期を受けて、「原発と人権」政策提言づくり、Human Rights, Future Generations and Crimes in the Nuclear Age代表派遣、ヒバクシャ国際署名、外
5月23日	8名	核兵器禁止条約議長案の検討、交渉会議第2会期に向けて、池田前会長追悼行事、ヒバクシャ国際署名、外
7月11日	8名	核兵器禁止条約交渉国連会議参加者からの報告、池田前会長著作集刊行事業と追悼行事、「原発と人権」ネットワーク、外
8月22日	8名	核兵器禁止条約採択を受けて、総会・意見交換会の準備、池田前会長著作集刊行事業と追悼行事、核フォーラム報告、外
9月26日	8名	総会・意見交換会の準備、池田前会長著作集刊行事業と追悼行事、「原発と人権」第4回全国研究交流集会について、日弁連第61回人権擁護大会シンポ(2018.10.4～5)へのエントリーについて、外
10月24日	7名	総会・意見交換会の準備、外

表2

開催日	参加者	報告者	テーマ
12月1日 (2016)	12名	田窪雅文	核先制不使用問題
1月31日 (2017)	30名	福井康人	核兵器禁止条約交渉をめぐる法的諸問題
2月25日	30名	山田寿則、梅林宏道、川崎哲、朝長万左男ほか	核兵器禁止条約の交渉開始に向けて—日本にとつての論点整理—
7月28日	60名	山田寿則、小倉康久、高原孝生、川崎哲、沢田正、朝長万左男	核兵器禁止条約—今後の課題を探る
10月27日	18名	福井康人、山田寿則	国際法の下での核兵器禁止条約(TPNW)、核兵器禁止条約(TPNW)の解釈をめぐって

表3

※参加者数はおよその人数である。

号	主な内容
90 (2017新春)	2016総会・意見交換会
91 (2017春)	「核兵器禁止条約」交渉会議に寄せて池田眞規前会長を偲んで
92・93 (2017夏秋合併)	核兵器禁止条約の採択と今後の課題

行事日程との兼ね合いから夏秋号を合併号とした。主な内容は表3のとおりである。

8. ホームページの改善

より使い勝手の良いホームページに改善するため、トップページを整理して「更新情報」と「トピックス」の表示内容を変え、またサイト内検索を可能にした。ホームページが当協会と広範な市民社会との最初の接点となることを考慮し、トップページで当協会の紹介や活動内容、提供する情報など、掲載事項がわかるよう工夫する必要が指摘された。それを受けて、管理会社と当協会役員との検討会議を行い、2018年の全面的なりニューアルを目指し、改善事業に着手した。

9. 「原発と人権」ネットワークの活動

当協会は、「原発と人権」ネットワークの参加団体として活動してきた。同ネットワークによる政策提言づくりに積極的に協力し、それは「国・東電の責任を明らかにし、住民に寄り添った施策を — 原発事故6年を経過するにあたって、私たちの緊急提言 —」（2017年3月8日発表）に結実した。

同ネットワークは、第4回「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島（2018年7月28日・29日）を開催することとしている。当協会も前3回と同様に、「核政策」にかかわる分科会を担当することを確認している。

10. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動している

NGO・市民団体の連絡組織である¹⁷。当協会の内藤理事が核兵器廃絶 NGO 連絡会の共同世話人となり、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメーリングリストを通じて密接に連絡を取り合うほか、毎月開催される会合には当協会の会員数名が参加している。

今年度は、核兵器禁止条約の採択とその日本政府への参加を求める運動を中心にとりくみがすすめられ、3回の外務省との意見交換会（2016年11月25日、2017年2月10日、同9月13日）が行われたほか、2017年2月25日には核フォーラムとの共催でラウンドテーブルがもたれ、約30名が参加して核兵器禁止条約交渉会議開始に向け必要な論点整理と日本政府への働きかけ方について話し合われた。

また、核兵器禁止条約採択後の2017年9月23日には同連絡会が核兵器廃絶国際デー記念イベントを主催（国連広報センター共催）し、当協会会員8名が参加している。

11. ヒバクシャ国際署名連絡会¹⁸との協働

「ヒバクシャ国際署名」は、2016年4月より被爆者の呼びかけによってとりくみが始まった。署名累計約515万余に達し、この間、核兵器禁止条約交渉国連会議や国連総会の折に提出されてきたことは、前章「I. 情勢の特徴と私たちの課題」で述べたとおりである。2017年2月には平和首長会議が賛同団体に加わって、首長署名は875市町村長（2017年10月10日現在）にのぼり裾野を広げている。禁止条約交渉会議や国連総会に向けた街頭署名活動、院

17 活動内容の詳細は次のウェブサイトを参照。

『核兵器廃絶日本 NGO 連絡会』<http://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>

18 活動内容の詳細は次のウェブサイトを参照。

『ヒバクシャ国際署名』<http://hibakusha-appeal.net/index.html>

内集会、記者会見が行われたほか、交渉会議会期中には Peace Wave 2017 核兵器禁止条約成立直前全国一斉行動などのとりくみが行われた。月1回ペースの推進連絡会議と月3回ペースの事務局会議がもたれている。当協会は昨年の理事会で署名連絡会への協力を確認し、田部知江子理事が連絡会議及び事務局会議並びに各街宣行動に出席・参加している。

12. IALANA との協働

核兵器禁止条約交渉会議を中心に IALANA との連携を強めている。3月と6～7月会期に参加した当協会の代表団はそれぞれニューヨークでジョン・バロース氏らと懇談した。また、同会議に提出した前述の作業文書の起案グループに山田理事が加わったほか、「核兵器廃絶に関する法律家による書簡」を和訳して日本からの賛同署名者を募った。核兵器禁止条約の署名開放（2017年9月20日）に向けた声明¹⁹や米朝関係の緊張に関する声明（2017年10月10日付）²⁰は草案段階で JALANA として意見を述べた。

JALANA からは前年度総会で採択された「核兵器禁止条約の早期実現をめざそう」決議や「核兵器禁止条約の採択を歓迎する」声明を英訳して IALANA メンバーに送り、評価されている。

2016年11月、当協会の池田眞規前会長の訃報を知らせた際には多数のお悔みメッセージが寄せられた²¹。池田前会長の訃報

記事は IALANA のホームページにも掲載された²²。

2017年1月、IALANA の共同会長も務めたウィーラマントリー元 ICJ 判事の逝去に際しては、JALANA としてお悔み状を送ったほか、当協会の佐々木会長を含む IALANA 共同会長による追悼文を和訳して機関誌『反核法律家』No.91 に掲載した。

IALANA の理事会と電話会議には諸問題から参加できていないが、2017年4月と5月にライナー・ブラウン事務局長（当時）とスカイプ会議を行い、核兵器禁止条約締結に向けた動きを中心に意見交換した。

13. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費1万円を負担している。また、当協会の大久保事務局長（理事）、内藤理事（理事）、田部理事（監事）が役員として活動に関わっている。

14. 池田眞規前会長著作集刊行事業と出版記念レセプション（追悼記念行事）のとりくみ

2016年11月13日、池田眞規理事（前会長）が逝去され、当協会役員を含む有志の呼びかけにより、著作集の刊行とその出版記念会開催の準備を行った。2017年6月1日に呼びかけ人や出版事業等のための基金を募る趣旨でプレ「偲ぶ会」が行われ、約40名が参加した。池田眞規著作集刊行委員

19 “IALANA Statement Regarding the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons on the Occasion of its Opening for Signature on 20 September 2017” <https://www.ialana.info/2017/09/ialana-statement-regarding-treaty-prohibition-nuclear-weapons-occasion-opening-signature-20-september-2017/> 本誌 63 頁以下に JALANA 訳を掲載。

20 IALANA, “North Korea: Solution or Disaster,” <https://www.ialana.info/2017/10/north-korea-solution-disaster/> 本誌 66 頁以下に JALANA 訳を掲載。

21 日本語訳は『反核法律家』No.91、52 頁以下。

22 JALANA, “In Mourning: Masanori Ikeda (former president of JALANA),” <https://www.ialana.info/2016/12/in-mourning-masanori-ikeda-former-president-of-jalana/#more-88>

会編『核兵器のない世界を求めて—反核・平和を貫いた弁護士池田眞規』が出版され、2017年11月11日（総会・意見交換会の後に）出版記念レセプションが行われることとなった。

Ⅲ. 活動方針

A 目標

1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しみ続けている被爆者の切実な願いであり、当協会はこの願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であることを再確認する。核兵器使用の非人道性の強調に寄与することを目標の一つに掲げてきた当協会は、核兵器使用の壊滅的な人道上の結末に着目して生まれた核兵器禁止条約の採択を歓迎し、条約を普遍化するとりくみを進め、「核兵器のない世界」の達成と維持を目指す。

2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点である。被爆者援護と同時に福島原発事故の被害者救済に取り組む。また、マーシャル諸島共和国の核実験被害者など、核兵器禁止条約にも位置づけられた世界中の核被害者との連帯を進める。

3. 原発に依存しない社会の構築

日本政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故について何も反省せず、我々の要求とは反対に、原発再稼働に踏み切ったのみならず、他国への原発輸出を推進しようとしている。我々は政府に歯止めをかけるために、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をよりいっそう強化しなければならない。

B 行動計画

1. 核兵器禁止条約の普遍化

「核兵器のない世界を達成しかつ維持する」ことが、「世界の最上位にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資する」（前文5段）とうたい、核兵器頼みの安全保障から、核兵器のない世界の実現で安全保障を確保するという核兵器禁止条約の価値と論理を普遍化するとりくみを、広範な市民社会と連携して進める。

2. 核兵器禁止条約への署名・批准を日本政府に求めるとりくみ

核兵器禁止条約は、第8条において締約国会合に、非締約国や国連等国際機関とならんで赤十字及びNGOにオブザーバー招請を行うことを定め、市民社会の関与を積極的に求めている。当協会は、核兵器廃絶日本NGO連絡会と協働しつつ、日本政府に禁止条約の署名・批准を求めるとりくみを強める。

3. ヒバクシャ国際署名の推進

2016年4月被爆者の呼びかけによって始まった「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」（ヒバクシャ国際署名）は、核兵器禁止条約の採択にも大いに貢献した。引き続き、世界中で億人規模の署名を集めることを目標に活動を続ける署名推進連絡会と協力共同して、当協会も署名活動にとりくむ。

4. 朝鮮半島・北東アジア非核化のために

朝鮮半島の平和と安定のためには、韓国・北朝鮮双方の敵対的ではない民衆レベルでの交流が重要となる。南北朝鮮及び日本の市民社会において、市民シンポなどの場を通じてコミュニケーターとしての役割を果

たすことは、当協会の重要な任務である。当面、米朝双方が危険な軍事的挑発行動を直ちにやめ、対話による平和的解決の路線に踏み出すように市民社会として声を挙げるのが、喫緊の課題となっている。加えて、私たちには朝鮮半島の非核化を図る方策とその実現の展望を、市民社会とともに検証していく任務がある。

5. 「原発と人権」ネットワークとの協力共同

原発に依存しない社会の実現をめざして「原発と人権」ネットワークとの協力共同により脱原発運動を進める。原発被害者損害賠償請求訴訟や原発差止訴訟を支援し、人類と核は共存できないという立場から、2018年7月28日(土)・29日(日)、福島大学において開催が予定される第4回「原発と人権」全国研究交流集会(基調講演講師:高橋哲哉教授)の成功を目指す。

6. 2018日弁連シンポジウムのとりくみ

2018年6月16日に日弁連主催で開催するシンポジウム「核兵器禁止条約の早期発効を求めて—核抑止論を克服する」の成功を目指す。(日弁連・核廃絶PTより提案した2018年日弁連人権擁護大会における分科会企画『「核兵器のない世界」に向けて—「核の時代」における恒久平和主義とは』は実現しなかった。)

7. IALANA との連帯

IALANA が主催・共催する国際会議への貢献、ニュースレターへの投稿、また意見交流の場などを通じて連携を強化する。IALANA の組織的基盤を強化するため、当協会に求められる必要な貢献について、引き続き協議検討する。

8. 当協会会員の拡大と財政基盤の強化

会員数は約260名程度にまで減少した。身近な人たちへの入会を呼びかけ、同時に会員にとって魅力ある会とするために活動の充実を図り、当協会の財政基盤を強化する。若手育成の見地から、懸賞制度を設けることなどを検討する。

9. 機関誌「反核法律家」の充実

引き続き年4回発行を目標とする。

10. ホームページの充実

当協会会員・役員から寄せられた改善案に基づき、さらなる充実を図る。またこの間作成してきた英語版ページの活用で、海外からのアクセスにも対応できるよう内容を検討し、国際的な発信力を高める。当協会の活動内容や情報をいっそうわかりやすく伝えられるよう、全面的にリニューアルするなど使い勝手の良さを追求する。

11. 理事会・役員体制の充実

引き続き毎月理事会を開催する。参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、スカイプ参加も活用する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。

12. 「核フォーラム」の充実

活動報告記載のとおり、毎月レベルの高い報告・議論がなされている。今後は参加者を増やし、実りある会にしていきたい。遠方からスカイプでの参加も歓迎する。

13. メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者148人(2017年10月13日現在)にまで拡大した。そこ

では、理事会の案内・報告に加え会員同士の情報提供や意見交換が活発に行われている。今後もメーリングリストを積極的に活用するとともに、参加者数の拡大を図る²³。

14. 「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」との密接な交流を検討する。

15. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会も加盟団体として「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の活動、とりわけ「継承センター」の設立に協力する。本（2017）年12月2日に開催される「核兵器禁止条約と被爆者運動を考えるつどい」企画の成功に寄与する。

16. 故池田眞規前会長の著作集の普及と当協会の「あゆみ」の記録

池田眞規前会長が2016年11月13日逝去され、故人の著作集『核兵器のない世界を求めて―反核・平和を貫いた弁護士池田眞規』が刊行された。常に被爆者に寄り添いながら生涯をかけて反核平和運動の新たな地平を切り開いてきた故人の足跡がしるされた著作集から私たちが学ぶことは多い。「核兵器のない世界」の実現と、憲法9条の価値を世界に届ける意味でも、この著作集の普及に努める。

また、ICJ勧告的意見を求める世界法廷運動の中で、その前身たる関東反核法律家協会から全国組織として誕生した当協会の活動の軌跡を記録に残していくべき時期にあたり、当面、著作集の刊行事業の際に資料として使われた前会長年譜を、当協会ホームページのリニューアルにあわせ、活動紹介欄にアップする。



23 メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えてください。FAX：04-2998-2868 E-mail：ohkubo.law.office@ia4.itkeeper.ne.jp

IV. 役員体制

日本反核法律家協会役員名簿

役 職	氏 名	所 在	職 業	備 考
会 長	佐々木 猛 也	広 島	弁 護 士	2016.4 IALANA 共同会長就任
副 会 長	高 崎 暢	北 海 道	弁 護 士	
副 会 長	成 見 幸 子	宮 崎	弁 護 士	
副 会 長	藤 原 精 吾	兵 庫	弁 護 士	
事 務 局 長	大久保 賢 一	埼 玉	弁 護 士	
理 事	足 立 修 一	広 島	弁 護 士	新任
理 事	梓 沢 和 幸	東 京	弁 護 士	
理 事	池 上 忍	広 島	弁 護 士	新任
理 事	井 上 正 信	広 島	弁 護 士	
理 事	梅 田 章 二	大 阪	弁 護 士	
理 事	浦 田 賢 治	東 京	学 者	IALANA 副会長
理 事	太 田 茂	東 京	弁 護 士	
理 事	萱 野 唯	東 京	弁 護 士	
理 事	君 島 東 彦	京 都	学 者	
理 事	笹 本 潤	東 京	弁 護 士	
理 事	椎 名 麻紗枝	東 京	弁 護 士	
理 事	高見澤 昭 治	東 京	弁 護 士	
理 事	田 部 知江子	東 京	弁 護 士	
理 事	徳 岡 宏一朗	東 京	弁 護 士	
理 事	鳥 生 忠 佑	東 京	弁 護 士	
理 事	内 藤 雅 義	東 京	弁 護 士	
理 事	中 川 重 徳	東 京	弁 護 士	
理 事	中 西 裕 人	大 阪	弁 護 士	
理 事	西 山 明 行	千 葉	弁 護 士	
理 事	根 本 孔 衛	神 奈 川	弁 護 士	
理 事	村 山 志 穂	埼 玉	弁 護 士	
理 事	森 一 恵	三 重	弁 護 士	
理 事	森 孝 博	東 京	弁 護 士	
理 事	安 原 幸 彦	東 京	弁 護 士	
理 事	山 田 寿 則	東 京	学 者	IALANA 理事
監 事	岡 部 素 明	埼 玉	税 理 士	
機 関 誌・会 計	井 上 八 香	埼 玉	事 務 員	
機 関 誌	田 中 恭 子	埼 玉	事 務 員	
機 関 誌	中 山 康 子	東 京		

(2016.11. 池田眞規先生逝去)